



福岡医発第 362 号（地）
令和 2 年 5 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの
例外的取扱いおよび介護サービス事業所等における
新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドにつきましては、本年 4 月 17 日付（健Ⅱ 53F）日本医師会からの通知文書において、これらの用品を再利用するなどの例外的取扱いが可能である旨のご連絡申し上げているところです。

こうした取扱いにつきまして、介護サービス事業所を含む社会福祉施設等においても参考にしていただくよう、厚生労働省より事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、介護サービス事業所においても、新型コロナウイルス感染症が発生している事例があることから、感染防止に向けた取組みの再徹底についても事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 令和 2 年 4 月 15 日 介護保険最新情報 vol. 819

○ 令和 2 年 4 月 21 日 介護保険最新情報 vol. 821

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 30)
令和 2 年 4 月 24 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの
例外的取扱いおよび介護サービス事業所等における
新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドにつきましては、本年4月17日付（健Ⅱ53F）文書において、これらの用品を再利用するなどの例外的取扱いが可能である旨のご連絡させていただいたところでは、

こうした取扱いにつきまして、介護サービス事業所を含む社会福祉施設等においても参考にさせていただくよう、厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、介護サービス事業所においても、新型コロナウイルス感染症が発生している事例があることから、感染防止に向けた取組みの再徹底についても事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○令和 2 年 4 月 15 日 介護保険最新情報 vol.819

○令和 2 年 4 月 21 日 介護保険最新情報 vol.821

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

サージカルマスク、長袖ガウン、
ゴーグル及びフェイスシールドの
例外的取扱いについて
計 5 枚（本紙を除く）

Vol.819

令和2年4月15日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3949)
FAX : 03-3503-2740

事 務 連 絡
令和2年4月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの
例外的取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応に多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの需要が高まっており、国としても確保に努めているところですが、これらの用品を再利用するなど、例外的取扱いが可能であり、その際の留意点について別添事務連絡が発出されているところです。

当該事務連絡は、医療機関等の関係者に周知しておりますが、社会福祉施設等においても必要に応じて参考にしていただくよう、貴管内の社会福祉施設等の関係者に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

事務連絡

令和2年4月14日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、
の例外的取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの需要が高まっております。こうしたことを受け、国としてもこれらの確保に努めているところであり、

- ・ サージカルマスクについては、合計 4,500 万枚を全国の医療機関に配布してきたことに加え、現在緊急事態宣言の対象となっている 7 都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）の医療機関等向けに今週中に追加で 1,000 万枚を配布、
- ・ 長袖ガウン及びフェイスシールドについては、それぞれ 7 都府県に速やかに 100 万枚を配布するとともに、それ以外の地域についても配布を開始できるように準備を進めてまいります。

一方で、使い捨てとされているサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドについては、再利用するなど个人防护具の例外的取扱いにより効率的に使用することが可能であるため、その際の留意点等について、別添のとおり取りまとめました。

これまでも各医療機関等におかれても様々な工夫をされていることと存じますが、参考としていただくよう、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、N95 マスクの例外的取扱いについては 4 月 10 日に事務連絡を発出しておりますのでご参考下さい。

（参考）N95 マスクの例外的取扱いについて（4 月 10 日事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621007.pdf>

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱い

① サージカルマスクについて

- 使用機会に優先順位を設けること（サージカルマスクが必要不可欠な処置や手術を行う場合や感染の可能性のある患者との密接な接触が避けられない場合など）。
- 複数の患者を診察・検査等する場合においても、同一のサージカルマスクを継続して使用すること（※1「サージカルマスクの継続使用に係る注意点」参照）。

※1 サージカルマスクの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合や損傷した場合は、廃棄すること。
- ・サージカルマスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。
- ・サージカルマスクを外す際には、マスクの外面を内側にして折りたたみ、接触感染を避けること。

② 長袖ガウン（アイソレーションガウン・長袖のプラスチックガウン等）について

- 以下の場合に優先して使用するなど、使用機会に優先順位を設けること。
 - ・血液など体液に触れる可能性のある手技。
 - ・エアロゾルが発生するような手技（気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）
 - ・上気道検体の採取（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
 - ・患者の体位交換や車いす移乗など、前腕や上腕が患者に触れるケアを行う時（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
- （※袖のないエプロン使用時であっても、手指・前腕の適切な洗浄・消毒を行うことで感染予防が可能である）

- コホーティングされた複数の患者を診察・検査等する場合には、同一の長袖ガウンの継続使用を検討すること。なお、長袖ガウン（袖のないエプロンを含む。）は、コホーティングされた場所を離れる際に脱ぐこと。

※ いわゆるサージカルガウンについては、手術等の清潔操作時に用いる防護具であり、個人防護具の効率的な使用の観点から、アイソレーションガウンの代替として用いることは望ましくない。

③ ゴーグル及びフェイスシールドについて

- 複数の患者を診察する場合には、同一のゴーグルやフェイスシールドを継続して使用すること（※2「ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点」参照）。

※2 ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
- ・一度外した場合には、再度装着する前に洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ゴーグルやフェイスシールドが損傷した場合（ゴーグルやフェイスシールドがしっかりと固定できなくなった場合、視界が妨げられ改善できない場合など）は廃棄すること。
- ・ゴーグルやフェイスシールドを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

- 使い捨てのゴーグルやフェイスシールドについても再利用すること。再利用の際には、適切な洗浄及び消毒を確実にすること（※3「ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法」参照）。

※3 ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法

洗浄及び消毒方法についてはメーカーへ問い合わせ、その推奨方法とすることが基本であるが、方法が不明な場合は、以下の手順を参考とすること。

- (1) 手袋を装着したままの状態、ゴーグルやフェイスシールドの内側、次に外側を丁寧に拭くこと。
- (2) アルコール又は0.05%の次亜塩素酸を浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して、ゴーグルやフェイスシールドの外側を拭くこと。
- (3) 0.05%の次亜塩素酸で消毒した場合、ゴーグルやフェイスシールドの外側を水又はアルコールで拭き、残留物を取り除くこと。
- (4) 清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどにより、良く乾燥させること
- (5) 手袋を外した後は、手指の衛生を行うこと。

④ 防護具がなくなったときの代替品について

○ 長袖ガウン

- ・体を覆うことができ、破棄できるもので代替可（カッパなど）。撥水性があることが望ましい。

○ ゴーグル及びフェイスシールド

- ・目を覆うことができるもので代替可（シュノーケリングマスクなど）

(参考)

米国CDCの関連ホームページ

Strategies to Optimize the Supply of PPE and Equipment

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/index.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Eye Protection

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/eye-protection.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Facemasks

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/face-masks.html>

Strategies for Optimizing the Supply of N95 Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/respirators-strategy/index.html>

Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/decontamination-reuse-respirators.html>

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

計 1 枚（本紙を除く）

Vol.821

令和2年4月21日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3948)
FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和2年4月21日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の
再徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素よりご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところである。

これらも踏まえ、介護サービス事業所等においては、既に新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を進めて頂いているところであるが、新型コロナウイルス感染症が発生している事例があることから取組の再徹底をお願いしたい。その際、感染の疑いについてより早期に把握することが、感染拡大を防止する観点から重要であることから、

- ・ 利用者に対しては、日頃から健康状態や変化の有無等の把握（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、複数の事業所を利用している場合における事業所間の情報共有等）
- ・ 職員に対しては、出勤前の体温計測と発熱等の症状が認められる場合に出勤を行わないことの徹底（例えば、出勤前の体温計測に加え、事業所等に立ち入る前の再度の体温計測の実施等）

を行うこと。

あわせて、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がでた場合は、速やかに保健所に報告すること。